

令和 6 年 8 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 8 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 05 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 鈴 木 伸 一

2 番 赤 石 忠 秋

3 番 石 原 郷 士

4 番 岩 崎 十三江

5 番 大 澤 恵美子

6 番 櫻 井 正 彦

7 番 清 水 照 夫

8 番 関 口 裕

9 番 田 村 範 行

10 番 深 澤 良 朗

11 番 星 野 邦 夫

12 番 星 野 文 雄

13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 新 井 巖 雄

2 番 石 原 茂 樹

3 番 岩 崎 俊 明

4 番 大 塚 孝 一

5 番 奥 澤 孝太郎

6 番 小 倉 正 範

7 番 尾 澤 勝

8 番 金 子 昇

9 番 小 林 和 弘

10 番 武 裕 士

11 番 田 中 由 郎

12 番 長 澤 修 一

13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 山 銅 敏 男

事務局長補佐 高 橋 潤 一

主 査 松 嶋 広 晃

事 務 局

それでは、これより令和 6 年 8 月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さんこんにちは。本日も審議事項がたくさんありますので、慎重審議の上、総会がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 8 月 26 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 8 月 26 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9 番：田村 範行 委員」と「11 番：星野 邦夫 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 8 月 26 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 2 件ございます。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、売買。申請地近隣で牧場経営を行っており、飼料作物等生産のため農地を譲り受けたく申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、3 筆、畑、売買。養鶏場経営を行っており、養鶏飼料の自社生産のため農地を譲り受けたく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 続きまして番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

金子推進委員 この養鶏場の飼料はどんなものですか。また農地を取得するにあたり、耕作の基準はありますか。

事 務 局 飼料はとうもろこしとなります。こちら本社が本庄で、養鶏場は桐生市新里町にありまして、そこに隣接するみどり市申請地でとうもろこしを生産するものです。

議 長 ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 8 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号 1 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、障害者グループホーム建設用地、使用貸借。共同生活援助施設（障害者グループホーム）を建築し、社会福祉法人（障害者福祉サービス事業）に貸し出すため申請するもの。大間々用水土地改良区・第 10 工区、第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、資材置き場用地（貸コンテナ）、売買。資材置き場用地を探しており、不動産仲介業者より適用地の紹介を受け、申請地を購入したく申請するもの。大間々用水土地改良区・第 6 工区、第 3 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第3区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の1番をご覧ください。申請地は笠懸野文化ホールの前の道を北側踏切方面に30mほど行った所を右に曲がり、70m行った左側になります。草が生え手が入っていない状況です。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、田村です。地図の2番をご覧ください。申請地は笠懸北小学校の東側の道を大間々方面に約200m行った右側に中古車屋がありますが、そこを左に曲がって10m行った右側になります。草は刈っており、家も隣接しておりますので、何の問題もないと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事務局

番号3番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、田、一般住宅兼店舗用地、売買。現在、美容室を営んでおり、娘家族と同居することとなったため、一般住宅兼店舗用地として申請するもの。第3種農地、始末書。

番号4番。被設定人、設定人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、一般住宅用地、使用貸借。現在、市内にて居住しているが、閑静で恵まれた環境にある申請地を妻の父より貸してもらえることとなっ

たため申請するもの。第2種農地。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号3番

議 長

番号3番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

議 長

始末書の朗読が終わりました。
番号3番について、笠懸第3区の担当委員より説明をお願いします。

2 番 委 員

2番、赤石です。地図の3番をご覧ください。申請地は桐生競艇場北側の道路を岩宿駅方面に向かって、5差路の交差点を左に曲がって、50m先を右に曲がってすぐ左に曲がった30m先になります。何も手の入っていない状況ですが、問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。

7 番 委 員

7番、清水です。地図の4番をご覧ください。現地は69号線を南下して、久宮のヤクルトのある信号を右に曲がって1kmくらい西に進むと、両毛線端に商店のヤードがあり、その50mくらい南側になります。周囲には住宅があり、草は生えていますが何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

事務局 番号 5 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、一般住宅敷地拡張用地、売買。現在、申請地の隣地に居住しているが、庭として利用できる土地がなく、申請地を売却してもらえることとなったため申請するもの。第 3 種農地、宅地 413.13 m²と一体利用。
番号 6 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、露天資材置場用地（一時転用）、賃貸借。現在、建材業を営んでおり、砂利採取事業を行っているが、表土及び掘削残土等の置場が必要なため申請するもの。第 2 種農地、利用期間：令和 9 年 8 月 30 日まで、青地のため一時転用期間は 3 年となります。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 5 番
議 長

番号 5 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 5 番をご覧ください。申請地は国道 50 号前鹿田の信号を前橋方面に向かい左折した 120m 先右側の奥の家の裏となります。周囲は宅地と申請人の畑であり、竹が生えている状態で何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番
議 長

番号 6 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 6 番をご覧ください。現地は大間々尾島線を笠懸方面に進み、渡良瀬支援学校入口の T 字路を右折して 150m くらい進み、吹上集会所の手前を右に曲がり 200m くらい進み T 字路を左に向かい右角が現地となります。現在はススキが生えていますが、以前にこの近くでも申請が出ており何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。

事 務 局 番号 7 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿 (3 筆)、畑、建売分譲住宅用地、売買。現在、不動産・建築業を営んでいるが、国道 50 号線からのアクセスが良く、環境も良いため建売分譲住宅を建築したく申請するもの。第 3 種農地。
番号 8 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原 (2 筆)、畑、駐車場用地、売買。太陽光発電事業を営んでいるが、自社の太陽光設備に駐車場がないため、転用が必要になり申請するもの。第 2 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 7 番

議 長 番号 7 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 7 番をご覧ください。申請地はみどり市立笠懸幼稚園の西側の通りを、幼稚園西入口から 100m ほど南下した 5 差路を斜め右方向に 280 m ほど直進した十字路を左折して 70m 直進した右側になります。第 9 区の区民広場の西側に位置します。現地は竹等が茂っております。周囲は市道と畑で、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

星野文雄委員 ここには記載がないが、1,000 m²を超えているので開発指導要綱が該当しますか。

事 務 局 こちら 1,000 m²を超えておりますので、開発の対象となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議 長

番号 8 番について、大間々第 16 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11 番、星野です。地図の 8 番をご覧ください。申請地は大間々町桐原地内の福岡大橋を渡り、貴船方面に向かって 50m 進み右に曲がり、道なりに 700~800m 進み、変則十字路を右折して約 200m 先の太陽光発電設備の間に面した場所になります。現地は草が茂っていますが、駐車場用地ということで何ら問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 8 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長

日程第 3 議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 5 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 6 年 8 月 26 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 10 件、再設定が 1 件ございます。新規設定から説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 4 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 5 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 6 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。

番号 7 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。

番号 8 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。

番号 9 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。

番号 10 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。

以上 10 件の審議について、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定番号 1 番から番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定番号 1 番から番号 10 番について採決をいたします。新規設定番号 1 番から番号 10 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号 1 番から番号 10 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、再設定についてご説明いたします。件数は 1 件となります。
「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。
番号 1 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。再設定番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

関口委員 8 月の再設定は 1 件ですが、7 月の継続と再設定はどこが違うのか。

事 務 局 先月の継続という言葉は誤りで、再設定という言葉が正しいものとなります。今後は再設定という言葉で統一します。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、再設定番号 1 番について採決をいたします。再設定番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、再設定番号 1 番の申請は可決いたします。

議 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 8 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 8 月 26 日 午後 2 時 05 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利 信

9 番委員

田村 範 行

11 番委員

星野 邦 夫